



「札幌市都市計画マスタープラン（以下、「この計画」）」は、これからの札幌の都市づくり\*の一指針として、目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取り組みの方向性を全市的視点から整理したものです。

人口や産業の集中が続く拡大成長期から安定成熟期へと移行した今日、これを支える都市づくりの取り組みも、これまでのものとは質的な転換を図ることが必要となっています。そして、今後においても本市が魅力と活力を高めていく上では、行政はもとより市民や企業等の都市の構成員それぞれが、都市づくりのさまざまな場面で目指すべき方向を確認しながら、互いに役割と責任を担っていく協働の取り組みが一層重要になっています。

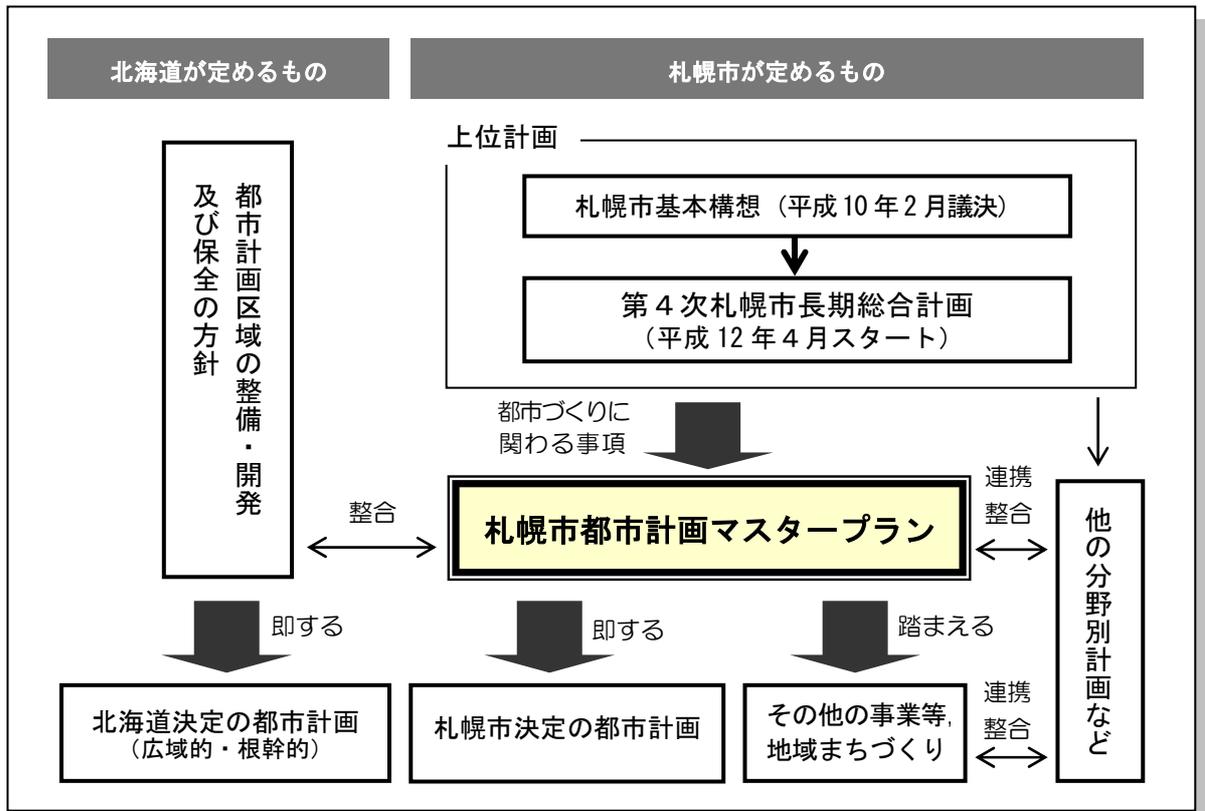
以上の認識のもと、本計画は、以下を目的として策定します。

- 都市づくりに関わるさまざまな取り組みへの指針として策定することにより、都市づくりの総合性・一体性を確保します。
- 市民・企業・行政等の都市の構成員それぞれにひらかれ、共有されるものとして策定することにより、今後の協働の都市づくりを推進する一助とします。

\* 都市づくり：主としてハード面での整備を意識した概念であり、道路、建物、公園などの人工的な環境の整備と、緑や水などの自然環境の整備を含む。

本計画では、「都市づくり」をハード面での整備を意識した概念とし、「まちづくり」を「都市づくり」と、ソフト面での整備を意識した概念をあわせた包括的な概念としている。

## 1-2 位置付け



### ○ 根拠法

都市計画法第18条の2の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めます。

### ○ 上位計画等との関係

本市が定める「基本構想」及び「第4次長期総合計画」を上位計画とし、そのうち都市づくりに関連する事項について、他の分野別計画等とも整合を保ちながら定めます。

また、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針\*」と整合したものととして定めることにより、広域の観点からの総合性・一体性を確保します。

### ○ 具体の都市計画等との関係

今後、本市において定められる都市計画は、この計画に即することが求められます。

また、地域単位でより具体的かつ詳細な都市づくりのルールを定める際にこの計画を踏まえるなど、都市計画制度によらない都市づくりの取り組みにおいてもひとつの指針として活用していきます。

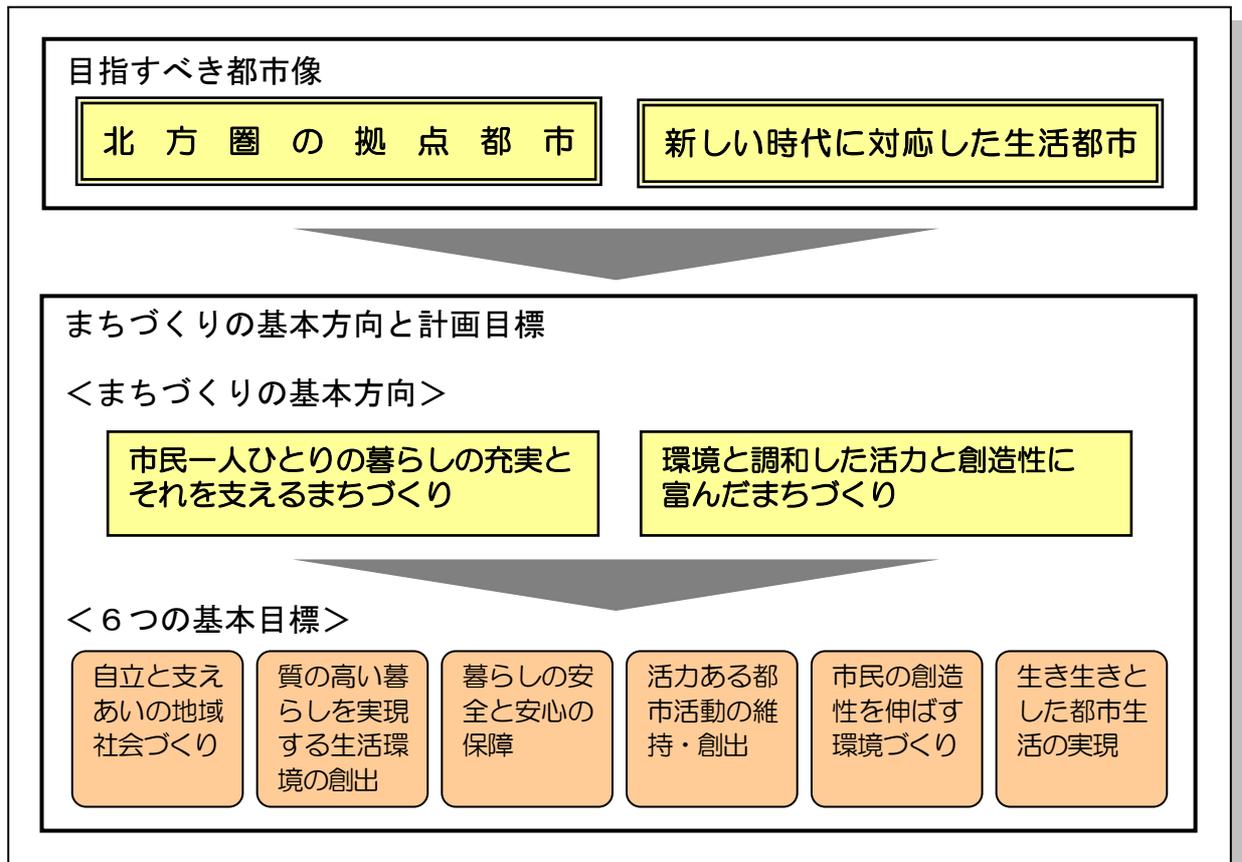
\* 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）：

都市計画区域について、都道府県が広域の見地から定めるマスタープラン。札幌圏都市計画区域は、札幌市、小樽市の一部、江別市、北広島市、石狩市で構成されている。

### (1) 目指すべき都市像等

上位計画である第4次札幌市長期総合計画において、目指すべき都市像等として以下が示されています。

本計画は、これらの都市像等を前提に、その実現を支える都市づくりの指針として定めます。



### (2) 目標年次

長期総合計画にあわせ、概ね20年後の2020年（平成32年）とします。

### (3) 将来人口

長期総合計画同様、目標年次における人口を205～210万人と想定します。

なお、具体の都市計画の決定等に際しては、必要に応じて適宜その時点での分析を行い、適切な運用を行うものとします。

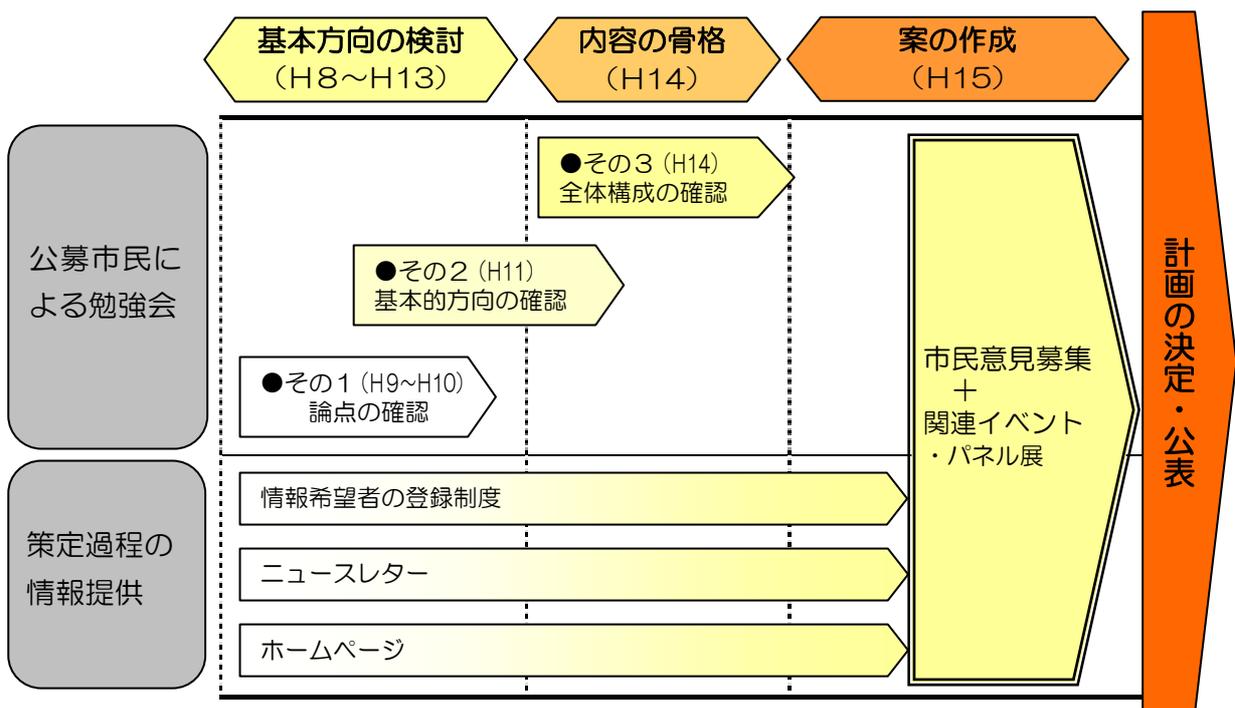
#### (4) 対象区域

本市の行政区域を対象とします。

なお、都市計画法上、都市計画を定めうる範囲は、原則として本市の都市計画区域内となりますが、広域の視点をもちながら、都市計画制度によらない取り組みを含めて総合的に都市づくりを進めていくことが重要であることを踏まえ、対象区域を設定したものです。

#### 1-4 市民意見の反映にかかるとの取り組み

市民や企業等にもひらかれ、共有される計画とするため、本計画の策定にあたっては、情報提供や意見交換などの取り組みを、作業の段階に応じて多様に展開しました。



## 札幌市都市計画マスタープランの構成

